令和元年10月 利用者請求書・領収書の変更と

保険外サービスの取り扱いに関する操作ステップ

令和元年10月消費税改正に伴う軽減税率制度、今後予定されている適格請求書に準ずる利用者請求書・領収書を 出力します。そのため、今まで「税込み価格」を入力していましたが、10月以降は<u>「本体価格」と「税区分」</u> (非課税、課税(10%)、軽減税率(8%もしくは8%になるケースがあるもの))を入力し、税込み価格を自動計算 するように変わります。また、多くの事業所様からご要望のありました保険外サービスの単位指定、回数や単価の 表示/非表示ができるようになります。

10月以降に算定するすべての保険外サービスについて、下記操作ステップに基づき設定を行ってください。保険外 サービス(付帯サービス・単独サービス・有料サービス・居住サービス)を登録している全ての事業所様で設定が 必要です。各機能の操作の詳細は、ユーザーサポート情報でご案内しています。

なお、今バージョンは保険外サービスの登録内容変更までのご案内です。今バージョンで10月利用票・提供票を 作成しても、保険外サービスは10月以降の価格にはなりません。ご了承ください。

※10月ご利用分以降の利用者請求書サンプルをご確認ください。本体価格が同じでも税区分により、請求書・ 領収書への出力が変わります。

利用者請求書サンプル : <u>http://www.fc-center.jp/support/oshirase/201910_seikyusho_sample.pdf</u> ※本体価格と税区分をもとに保険外サービス毎の税込み価格を自動計算しますが、利用者請求書・領収書は

税区分毎に本体価格の合計金額を算出して税率を掛けます。自動計算した税込み価格は目安としての金額です。 ※各保険外サービスが課税か、非課税か、軽減税率対象かなど、ご不明な場合は税理士さんや会計士さんに ご確認ください。

※高齢者住宅、特定施設の食事に関する軽減税率の設定は、9月末リリースでご提供する予定です。

今回は、軽減税率を考慮した保険外サービスの登録までを行います。

※軽減税率の対象となる可能性がある保険外サービスは、居住サービスで登録してください。

※税区分と本体価格から自動的に税込み価格を算出するため、調整金など目的に合わせて使いまわしをする 保険外サービスは非課税・課税(10%)、軽減税率(8%もしくは8%になるケースがあるもの)の各々を 登録する必要があります。

1. 現在、ファーストケアに登録されている 保険外サービスの一覧を出力します。 <<各種登録情報>><TOP>[保険外サービスCSV出力]ボタンを クリックし、保険外サービスCSVデータを出力します。 ダウンロードしたファイル名をダブルクリックすると、 Excelで開きます。

ユーザーサポート情報 → <u>http://www.fc-center.jp/support/1619.html</u>

2. 消費税計算の端数処理ルールを 設定します。 <<各種登録情報>><初期値情報>[共通][消費税]タブ画面で 消費税計算の端数処理ルールを設定します。 初期値は「切り捨て」です。「切り捨て」以外を指定する場合は 設定変更が必要です。各事業所様で何を選択すべきかは、 税理士さん・会計士さんにご確認ください。

ユーザーサポート情報 → <u>http://www.fc-center.jp/support/1615.html</u>

3. 令和元年10月以降の保険外サービスの 金額を決めてください。

※金額変更を行わない場合も以下の操作が必要です。

登録されている全ての保険外サービスに対し、 令和元年10月以降の金額(本体価格)と税区分を決めてください。 令和元年9月までの金額の横に、令和元年10月からの 金額(本体価格)と税区分を記載すると、次の手順でスムーズに 操作していただけます。

2019/8/30 株式会社ビーシステム

<u>令和元年10月 利用者請求書・領収書の変更と</u> 保険外サービスの取り扱いに関する操作ステップ

4.既存の保険外サービスに対し、
 令和元年10月以降の金額を設定します。

<<各種登録情報>><TOP>画面右下[保険外サービスー括登録] ボタンをクリックし、3. で作成した保険外サービス一覧を見ながら 令和元年10月以降の金額(本体価格)と税区分を入力してください。

※4.の操作を完了しないと、令和元年10月以降で 使う保険外サービスの登録・変更ができません。※価格変更を行わない場合は、[金額の一括複写]ボタンをクリック後、 各保険外サービスの税区分をご確認ください。

ユーザーサポート情報 → <u>http://www.fc-center.jp/support/1617.html</u>

5. 令和元年10月以降の保険外サービスに 追加項目を設定します。 <<各種登録情報>><保険外情報>画面で、必要に応じて追加設定をします

- ・税区分の確認
- ・保険外サービスの課金単位名称の設定
- ・回数/単価印刷有無
- ・税区分に則した調整金の登録
 (非課税用、課税用、課税(軽減税率用)と、用途によってそれぞれ
 調整金登録が必要です)

税区分と本体価格の登録例

ファーストケアに既に登録されている「自費サービス 1,080円」を令和元年10月に2日利用する場合

■「自費サービス 1,080円」が非課税の場合

令和元年10月以降の設定 → 税区分:非課税 新金額(本体):1,080円 新金額(税込み):1,080円

利用者請求書イメージ

内容		単価	税区分	金額
自費サービス	2日	1,080円	非課税	2,160
非課税 :2,160F	Э			2,160円
課税10%対象:			消費税:	
軽減税率対象:			消費税:	
総請求額 :				2,160円

■「自費サービス 1,080円」が課税の場合
 令和元年10月以降の設定 → 税区分:課税
 ※9月までの金額は税込みで入力している

新金額(本体):1,000円 新金額(税込み):1,100円

利用者請求書イメージ

内容		単価	税区分	金額
自費サービス	2日	1,000円	課税	2,000円
非課税 :				
課税10%対象: 2,000	円	消費税:200円	2,200円	
軽減税率対象:			消費税:	
総請求額				2,200円